

お知らせ

令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る特例措置の追加について

目的

令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る特例措置において、人員不足等による入札不調を避け、早期復旧を図ることを目的とし、現場代理人の取り扱いについて下記のとおり追加します。

特例措置の内容等

①現場代理人の取り扱いについて（緩和措置）

【対象工事】

- ・令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事

【措置内容】

- ・災害復旧工事の受注に関連し現場代理人の交代が必要となった工事で、以下の要件を満たすと発注者（監督員）が認める場合、現場代理人の交代を認めるものとする。
 1. 工事の継続性、品質確保等支障がないと認められる場合
 2. 現場代理人に関する工事現場の運営、取り締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限の行使に支障がないと認められる場合

※なお、本通知に伴う取扱いは、令和6年1月11日以降に適用し、災害復旧が完了するまでの間適用するものとします。

中津市 契約検査課